



認定日本語教育機関制度 について

令和6年12月18日(水)

文部科学省総合教育政策局教育企画調整官 北岡 龍也

1. 認定日本語教育機関制度の概要
2. 第1回(令和6年度前半)認定申請の結果と
第2回(令和6年度後半)認定申請の受付状況
3. 申請様式の変更点や申請に当たっての留意点等
4. 定期報告と変更手続
5. 事前質問への回答
6. その他

- まずは文部科学省ホームページで公開されている各種資料（関係法令・規程、説明会資料、「よくある質問集」、「認定日本語教育機関の認定申請等の手引き」等をしっかりと読み込み、理解を深めていただきたい。

- その上で、認定申請をお考えの機関におかれては、一度申請書の様式に落とし込んでいただき、疑問点を「具体化」していただきたい。

- 特に教育課程については、主任教員(予定者)を中心に、
 - ・ 「日本語教育の参照枠」（これに関わる令和3年10月12日付け文化審議会国語分科会を含む。）を精読し理解するとともに、
 - ・ 「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」（令和6年4月1日付け日本語教育部会決定）を踏まえ、
 - ・ 自機関の教育理念や目標に照らし合わせて具体化(文字化)するというプロセスを大切にしていきたい。

1. 認定日本語教育機関制度の概要

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

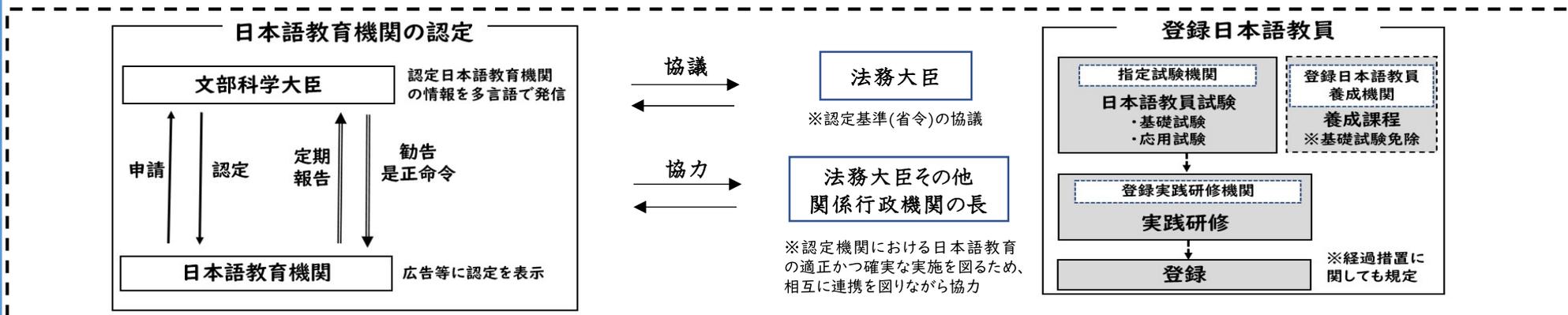
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

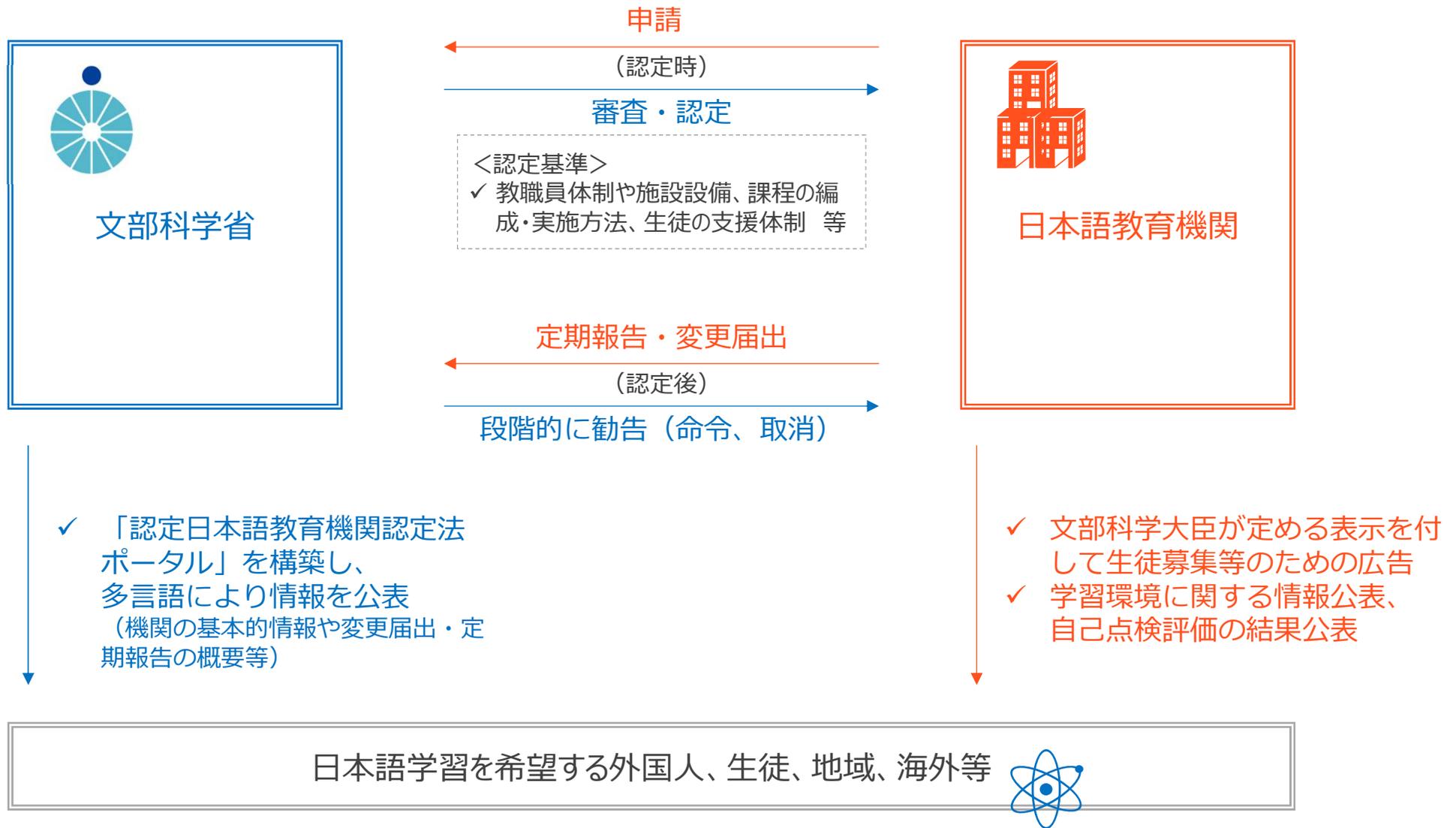
- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

認定日本語教育機関制度の概要



認定日本語教育機関制度の創設

法務省告示機関【これまで】

目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示
認定等の主体	法務大臣
分野	「留学」のみ
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって 適当と認められるもの
教員資格	<ul style="list-style-type: none">大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者日本語教育能力検定試験に合格した者 等
評価	自己評価のみ（義務）

認定日本語教育機関【これから】

日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育

文部科学大臣

「留学」に加え、「就労」と「生活」を新設

- 留学はB2以上目標、就労・生活はB1以上目標の課程を1つ以上置くこと
 - 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じて、適切な授業科目を体系的に開設すること
 - 「日本語教育課程編成のための指針」に基づくこと 等
- ※「就労」と「生活」は3/4を上限にオンライン授業を実施可能

「登録日本語教員」を国家資格化

- 日本語教員試験（基礎試験・応用試験）の合格
 - 登録実践研修機関が実施する実践研修の修了
- ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験免除

- 自己評価（義務）・第三者評価（努力義務）
- 審議会による実地視察



認定日本語教育機関と法務省告示機関との比較（主なもの）

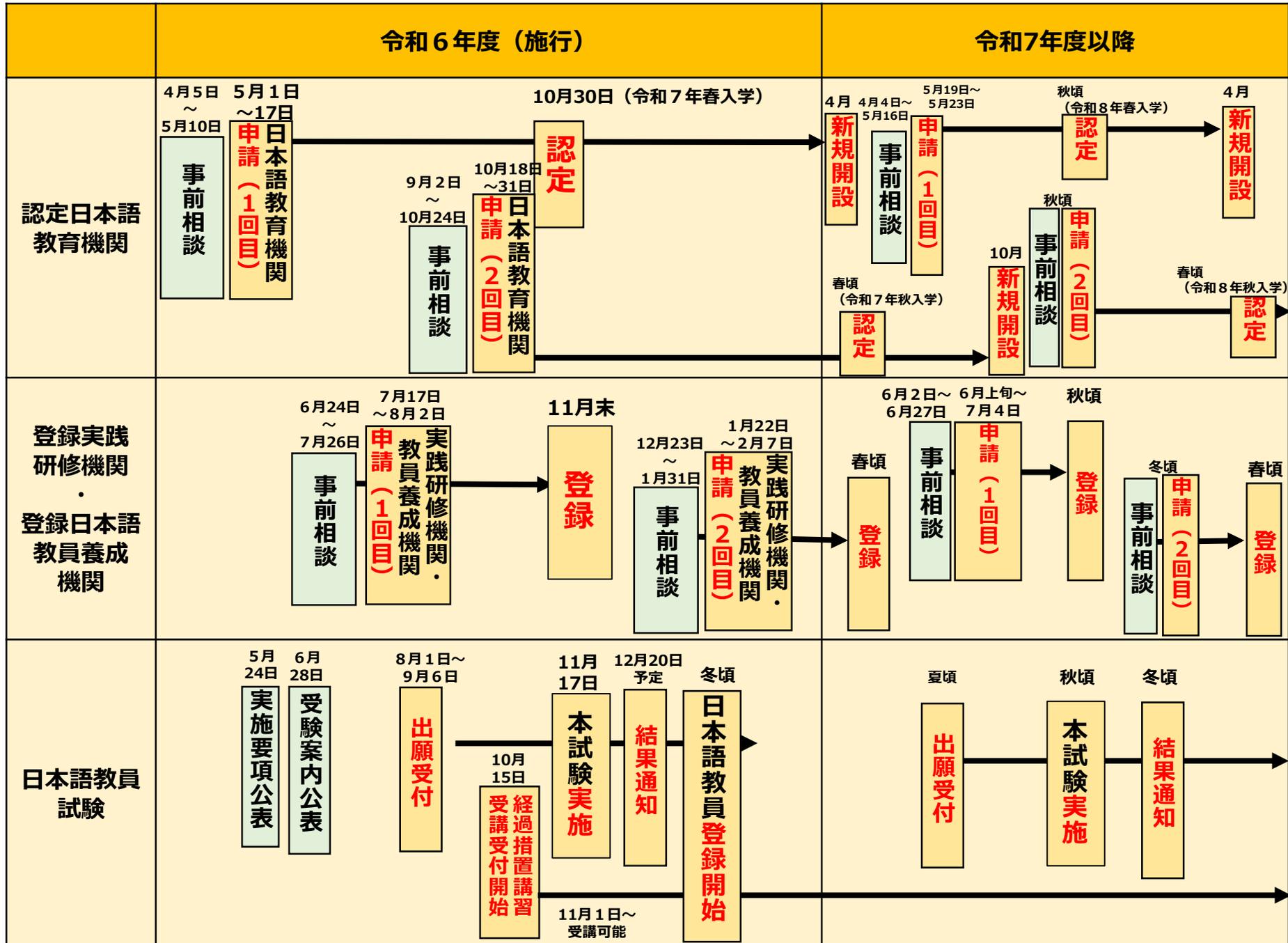
	法務省告示機関(※)	認定日本語教育機関(留学)	認定日本語教育機関(就労・生活)
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育
認定等の主体	国(法務大臣)	国(文部科学大臣)	国(文部科学大臣)
設置者	●国、地方公共団体 ●その他(経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者 等)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者 等)
対象機関	専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設
主な対象生徒	留学生	留学生	就労者、生活者
修業年限	1年以上(特に必要と認める場合には6か月以上)	1年以上(一定の要件を満たす場合には6か月以上)	●各課程の目的・目標等に応じて適切に定める ●更に、個々の生徒に、認定を受けた課程の修業期間の一部を履修させることができる
授業時数	年間760単位時間以上	年間760単位時間以上	B1:350時間、A2:200時間、A1:100時間 以上
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	●B2以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく	●B1以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく ●3/4を上限にオンライン授業を実施可能
生徒数	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数 ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下
教員資格	●大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 ●学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者 ●日本語教育能力検定試験に合格した者 等	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除
教員数	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき専任1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●同時に授業を行う生徒20人につき1人以上(最低3人) ●同時に授業を行う生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること
校舎面積	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上
施設・設備等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ただし、図書室と保健室は条件付で不要 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	—	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務
その他	—	毎年教育の実施状況について定期報告	毎年教育の実施状況について定期報告

(※)出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関

日本語教育機関認定法 今後のスケジュール（令和6年12月時点）

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。

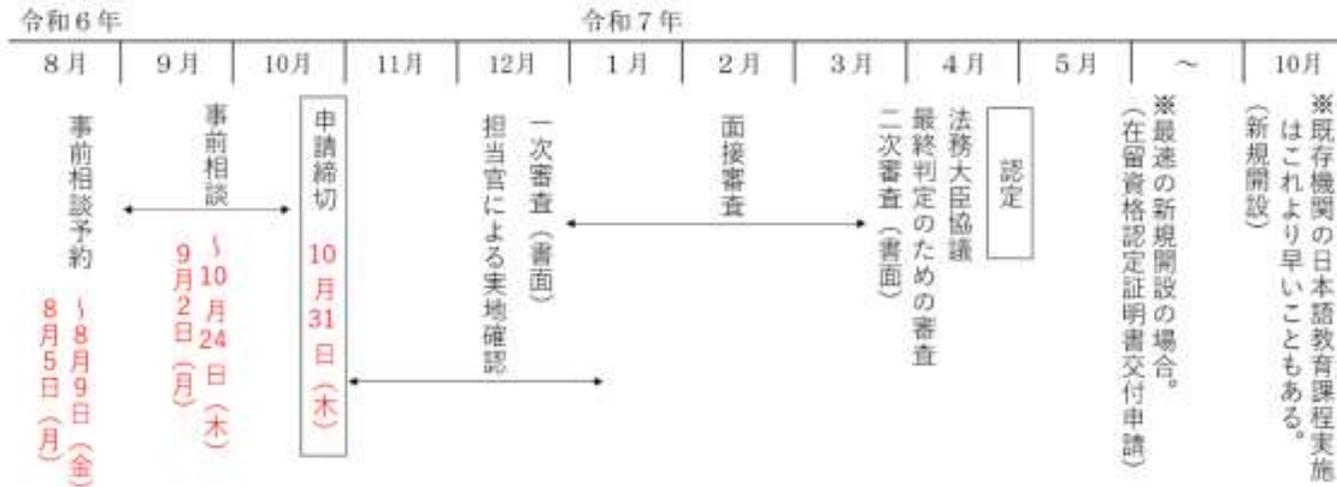
※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間としている。



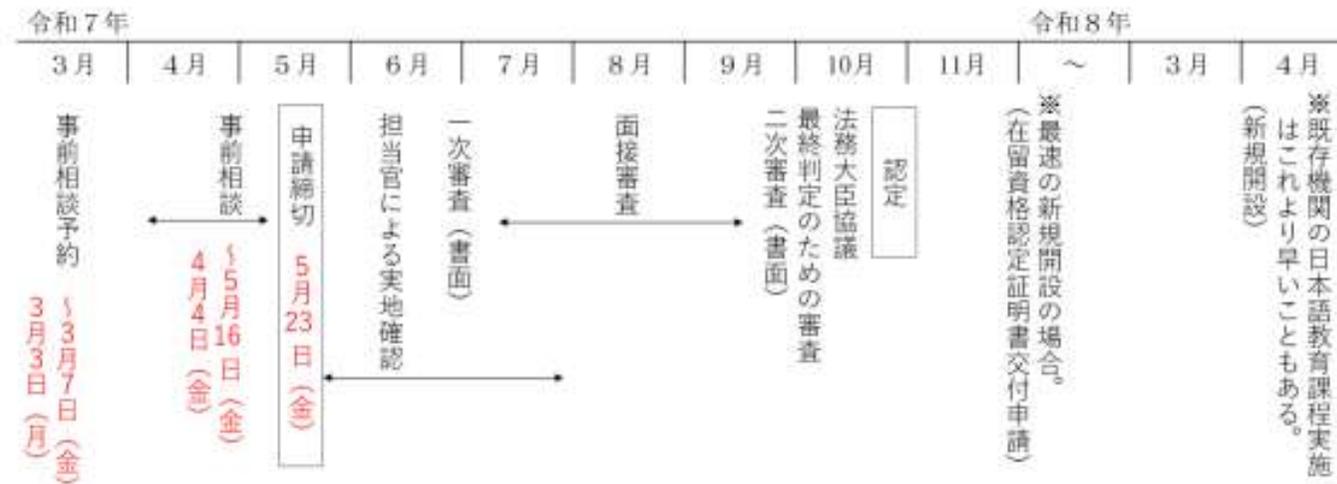
認定日本語教育機関の審査スケジュール

5 審査スケジュール³

(1) 令和6年度2回目の申請



(2) 令和7年度1回目の申請



2. 第1回(令和6年度前半)認定申請の結果と 第2回(令和6年度後半)認定申請の受付状況

令和6年度1回目の認定日本語教育機関の認定結果



- 申請機関総数 72件
- 認定とした日本語教育機関 22件
- 不認定とした日本語教育機関 3件
- 審査中に取下げを行った日本語教育機関 36件

中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会長所見

日本語教育機関認定申請の審査結果について(抜粋)

令和6年10月30日

(略)

今般認定を不可とする決定がなされた又は申請が取り下げられた日本語教育機関におかれては、「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」や「日本語教育の参照枠」に対する理解が不十分であることに起因して、目的・目標の設定や授業科目の開設、学習成果の評価方法の設定を含む日本語教育課程について、内容が不十分である、あるいは内容に整合性が見られない等により、認定基準を満たしていないと判断されたものが多く見られた。また、認定基準に照らして、当該日本語教育機関の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修に関する体制が確認できないものも見られた。さらには、債務超過の状態であるなど日本語教育機関を運営するために必要な経済的基礎を有していないものや、校地・校舎が設置者の自己所有となっていないものなど、明らかに認定基準を満たしていないものも見られた。

(略)

今後新たに認定に向けて申請を検討する申請者におかれては、認定日本語教育機関等の法の趣旨を踏まえ、関係法令等への理解を深めることをはじめとした十分な準備を経た上で申請するよう強くお願いしたい。

文部科学省におかれては、各申請者が認定日本語教育機関をはじめとする法の趣旨、例えば法務省告示機関と認定日本語教育機関との違い等を適切に理解し、十分な準備の上で申請を行えるよう、一層の周知・徹底をお願いするとともに、事前相談の体制充実を期待したい。

- **申請機関総数 48件**

＜課程分野の内訳＞

- **留学のための課程：46機関**
- **就労のための課程：2機関**
- **生活のための課程：0機関**

(参考) 申請機関 (留学のための課程) のうち、

法務省告示機関：16機関、大学別科等：0機関

3. 申請様式の変更点や申請に当たっての留意点等

- 文部科学省ホームページにおいて「[認定日本語教育機関の認定申請等の手引き](#)」の新旧対照表、[申請手続きにおける変更点等](#)を公表しているほか、様式の作成に当たっての注意事項を様式と合わせて掲載しているので、まずはそちらを御確認いただきたい。
 - https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_nihongo01-000037791_2.pdf
 - https://www.mext.go.jp/content/20240726_mxt_nihongo01_000037017.pdf
 - https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111318/001/002_00002.htm

- 一例として、以下のような変更がある。
 - ✓ 様式6-5・・・事務統括者、生活指導担当者が外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し（表・裏）を添付することとした。
 - ✓ 様式10-6・・・準備教育課程における基礎教科及び日本事情について本様式に記入することとした。
 - ✓ 添付書類・・・登記事項証明書や住民票の写し等の各種証明書類の有効期限を1か月から3か月に延長した。
 - ✓ 添付書類(10)・・・社会保険証の写しの提出を不要とし、雇用証明書(認定申請を行う設置者が発行)に改めた。
 - ✓ 添付書類(11)(12)等・・・既存の法務省告示機関については、一部書類の提出を不要とした。

認定日本語教育機関認定申請手続における変更点②



文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20240726_mxt_nihongo01_000037017.pdf

※ 令和6年度2回目申請から変更

1. 申請者全体に対する見直し

書類の種類	変更前	変更後
添付書類 (10)	本務等教員の社会保険証等の写しを提出。	校長・事務統括者・本務等教員（主任教員を含む）の雇用証明書を提出。
添付書類 (14)	【他校等での教育経験者の在職証明書】 日本語教育歴全ての機関について提出が必要。	認定基準等で定める各教員の要件を満たすことができる範囲において提出が必要。

2. 法務省告示校に対する見直し

書類の種類	変更前	変更後
添付書類 (11)	校長・主任教員・教員の最終学歴を証する書類	一部の教員（※）を除き、提出は不要。
添付書類 (12)	大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類	
添付書類 (13)	検定合格又は養成機関修了の証明書	
添付書類 (14)	他校等での教育経験者の在職証明書	
添付書類 (21)	設備・備品購入を証明できる書類	提出は不要。
添付書類 (22)	教材等の一覧表	

※ 出入国在留管理庁による告示以降に、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第42号に基づく報告を行っていない教員については、提出が必要。

令和7年度1回目認定申請に向けて、年内に、認定日本語教育機関の認定申請等の手引きと申請書様式を改定予定。(※)

令和7年3月3日～3月7日：事前相談の予約期間

令和7年4月4日～5月16日：事前相談の実施期間

令和7年5月23日：認定申請締切

認定申請に当たっては、文部科学省のウェブサイトを確認し、必ず最新の手引き等を参照すること。

(※) 様式の簡素化や記載内容の明確化を図るため。

中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会長所見「日本語教育機関認定申請の審査結果について」

(抜粋)

- 今般認定を不可とする決定がなされた又は申請が取り下げられた日本語教育機関におかれては、**「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」や「日本語教育の参照枠」に対する理解が不十分**であることに起因して、目的・目標の設定や授業科目の開設、学習成果の評価方法の設定を含む**日本語教育課程について、内容が不十分である、あるいは内容に整合性が見られない**等により、認定基準を満たしていないと判断されたものが多く見られた。
- また、認定基準に照らして、当該日本語教育機関の授業の内容及び方法の改善を図るための**組織的かつ計画的な研修に関する体制が確認できない**ものも見られた。
- さらには、**債務超過の状態であるなど日本語教育機関を運営するために必要な経済的基礎を有していないものや、校地・校舎が設置者の自己所有となっていないものなど、明らかに認定基準を満たしていないもの**も見られた。
- 今後新たに認定に向けて申請を検討する申請者におかれては、認定日本語教育機関等の法の趣旨を踏まえ、関係法令等への理解を深めることをはじめとした十分な準備を経た上で申請するよう強くお願いしたい。

はじめに…【再掲】

- まずは文部科学省ホームページで公開されている各種資料（関係法令・規程、説明会資料、「よくある質問集」、「認定日本語教育機関の認定申請等の手引き」等をしっかりと読み込み、理解を深めていただきたい。
- その上で、認定申請をお考えの機関におかれては、一度申請書の様式に落とし込んでいただき、疑問点を「具体化」していただきたい。
- 特に教育課程については、主任教員(予定者)を中心に、
 - ・ 「日本語教育の参照枠」（これに関わる令和3年10月12日付け文化審議会国語分科会を含む。）を精読し理解するとともに、
 - ・ 「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」（令和6年4月1日付け日本語教育部会決定）を踏まえ、
 - ・ 自機関の教育理念や目標に照らし合わせて具体化(文字化)するというプロセスを大切にしていきたい。

日本語教育部会長の所見にもあるとおり...

1. 日本語教育の参照枠確認すべき事項
2. 認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針

これらの内容を土台としながら、自ら掲げる教育理念や教育課程の目的及び目標に基づき、発展的かつ創造的に教育内容を計画、実施する必要がある。

→とくに、様式10-1・10-2に適切に反映させ、それを説明できるようにすることが重要

様式10-1 課程の概要

課程の主な目的や教育内容について簡便に把握し選定する際に参考となる情報として、生徒等にとってわかりやすい名称とする。
 ・「〇年〇か月」という書き方にする。（不適切な例：1年半、1.5年）
 例）大学進学2年課程、就職準備1年6か月課程 等

教育課程の名称	留学のための課程			
設置目的・経緯				
主たる対象	生徒が希望する主な学習目的や進路、入学時の日本語能力等、想定する生徒の特徴等について具体的に記入。			
教育課程の到達目標	言語能力記述文（Can do）で記入。			
日本語能力の到達目標	課程の目的が大学等（専門学校等含む）への進学の場合は、必ずB2以上の到達目標を設定。言語活動毎の目標が全て、全体の到達目標と同じ水準である必要はない。			
言語活動ごとの到達目標	聞く	読む	話す（やり取り）	書く
修業期間	修業期間の違いが、課程のどこに現れるのか（入学時の日本語能力なのか、到達目標なのか、進度なのか等）、整合性がとれるよう課程編成を行うこと。			
総学習時間	本第4項（日本語教育課程以外の履修）に該当		日本語教育課程以外の科目の学習時間	
総授業週数				
1日あたりの授業時間				
1週あたりの授業時間数	各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、最低授業時数以上の履修状況、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設定。			
成績・修了要件	評価基準や修了要件が学習者に適切に伝わるよう、学則等の記載と齟齬がないようにすること。			

10-2 課程の編成

課程編成において求められる学習内容

- 日本語能力【必須】
- 学習を自ら管理する能力【必須】
- 社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素【推奨】

教育課程の目的目標に応じた適切な授業科目が体系的に設置されている必要がある。

科目全体		授業科目名	
		言語活動	
		到達目標 Can do	
		総学習時間	
参照枠	レベル設定	学習目標 Can do	
		学習成果の評価・成績	
		学習時間	
		授業科目の概要	
		教材等	

複数の言語活動を組み合わせた言語活動統合型の授業科目を設定する場合は、該当する複数の言語活動を記入。

単元ごとのテストや定期試験に限定せず、必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、形成的評価、総括的評価を授業の目的と照らして適切に組み合わせ、必要な評価ツールを用いる。
評価の内容や基準等については、事前に教員や学習者（生徒）と共有し、透明性等を確保することが求められる。

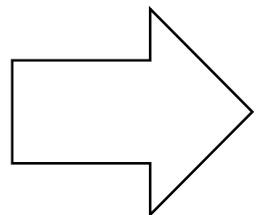
学習内容、及びその内容に応じた授業の実施方法や形式について具体的に記入。

学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を選定・作成する。
一つの教材を複数のレベルや複数の授業科目に使用する場合は、各内容等に照らして適切に使い分けられるよう、使用予定や使用方法を明確にすることが求められる。

4. 定期報告と変更手続

【定期報告】 ※報告の概要を文部科学大臣が公表

- 定期報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に毎年6月30日までに提出することにより行うものとする。
 - ✓ 設置者の収支並びに資産及び負債の状況
 - ✓ 教員及び職員の体制の整備状況
 - ✓ 施設及び設備の整備状況
 - ✓ 日本語教育課程の編成、使用教材及び担当教員の状況
 - ✓ 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況
 - ✓ 入学者の数及び在学する生徒の数
 - ✓ 生徒の授業への出席率
 - ✓ 卒業した者の数、退学した者の数及びそのうち履修した日本語教育課程の目標の日本語能力を習得した者の数
 - ✓ 進学者数、就職者数、その他進学・就職の状況
 - ✓ 学習の成果（卒業時における生徒の日本語能力を含む。）、その評価の実施、日本語教育課程の修了の要件の策定の状況



報告の具体的な様式は、年内に公表予定

- 認定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に対して届出が必要。
 - ✓ 「認定を受けた内容を」・・・基本的には全ての事項。ただし、実態が変わらない場合(例えば校長が結婚により氏名が変わるだけ等)の場合は対象外。
 - ✓ 「変更しようとするとき」「あらかじめ」・・・変更した後ではなく、変更を計画している段階で、変更の期日より前に。
 - ✓ 「届出」・・・所定の方法で「届出」の手続きを行うことが必要。

- 変更する内容により、変更届出の手続きが異なる。具体的には以下のとおり。
 - (1) 認定審査のスケジュールに合わせて、審査に準じた手続を必要とするもの**
 - ・ 課程の新設、収容定員の変更
 - (2) 変更日の30日前までに届出を行う必要があるもの**
 - ・ 設置者の名称・場所等の変更 ※設置者そのものの変更は廃止・新規認定が必要
 - ・ 認定日本語教育機関の名称・場所等の変更
 - ・ 校長・事務統括者・生活指導担当者の変更、教員の体制の変更
 - ・ 課程の内容の変更、費用の変更
 - ・ 学則の変更 等
 - (3) 変更日の60日前までに届出を行う必要があるもの**
 - ・ 認定日本語教育機関の廃止

定員の変更を行う場合のスケジュール（事例）

認定日本語教育機関は、課程始期から一年を経過するごとに、その経過する日の合計収容定員数に1.5を乗じて得られる数まで合計収容定員数を増加することができます。収容定員数を増加する場合には、認定基準その他の法令に適合していることが当然に求められ、特に留学のための課程について収容定員数を増加する場合には、生徒が在留を継続するための支援体制が適正であることが、在籍管理の実績から確認できる必要があります。

・合計収容定員数の八割を超えているときは1.5倍まで増加可能

・完成年度※までの間は、基本的に申請内容に変更が生じることは想定されない

令和7年4月開校、定員100名、2年課程、1年6か月課程を設置する認定日本語教育機関で仮定した場合は？



※完成年度・・・日本語教育課程の収容定員数を全て活用して日本語教育を開始する年度